

一般高圧ガス容器自主管理指針

平成 24 年 8 月 制定

令和 7 年 12 月 改訂

**一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会
静岡県高圧ガス溶材組合**

文書番号	SK-131
最新改訂日	R7.12.25

一般高圧ガス容器自主管理指針

一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会

静岡県高圧ガス溶材組合

1. 目的

静岡県内において、一般高圧ガスの容器（以下「高圧ガス容器」という。）による事故や高圧ガス容器の放置等を防止するため、高圧ガス保安法に規定される事項に加え、関係する事業者等が自主的に実施すべき高圧ガス容器の適正管理の指針を示すものである。

2. 適用範囲

静岡県において高圧ガス容器（内容積 1 リットル以上）を使用して、一般高圧ガスの製造、販売、消費を行う者及びこれらの関係団体等に適用する。

3. 用語の定義

(1) 供給事業者

静岡県内の消費事業者に一般高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（伝票販売を含む。）をいう。

(2) 消費事業者

静岡県内において、容器に充填された一般高圧ガスを消費する者をいう。

(3) 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

(4) 関係団体

一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会、静岡県高圧ガス溶材組合、その他消費事業者を含む一般高圧ガス保安関係団体等をいう。

4. 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、高圧ガス容器の適正な管理のため、次の措置をとるよう努めること。

(1) 高圧ガス容器の受入れ及び引渡し帳簿を備え、取り扱う高圧ガス容器の所在管理を行うこと。

(2) 消費事業者に対し、高圧ガス容器の管理について実施すべき事項を周知すること。

(3) 消費場所における高圧ガス容器の保安管理状況を調査確認し、適正な管理のために必要な事項について、消費事業者に対し以下のようない助言指導すること。

ア 高圧ガス容器が、劣化、腐食等の生じるおそれがある場所に置かれている場合には、
高圧ガス容器が置かれている場所の整備や変更等に関する事項

文書番号	SK-131
最新改訂日	R7.12.25

イ 長期間使用されていない高圧ガス容器や、長期間置かれていることから耐久性等の問題が生じるおそれのある高圧ガス容器等の撤去や返却に関する事項

ウ 著しい温度変化や転倒、盗難等の防止のために必要な事項

- (4) 表示等により、高圧ガス容器の所有者を明確に識別できるようにすること。
- (5) 消費事業者から、貸与した高圧ガス容器の回収依頼があった場合には、迅速に回収すること。
- (6) 消費事業者に、一般高圧ガスを安全に消費するために必要な情報を提供すること。
- (7) 従業員に対して、定期的に保安教育を行うこと。
- (8) あらかじめ、事故発生時の連絡体制を構築し、関係する者に周知すること。

5. 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、高圧ガス容器の適正な管理のため、次の措置をとるよう努めること。

- (1) 高圧ガス容器の管理を行う者（以下「管理担当者」という。）を定めること。
- (2) 高圧ガス容器の受入れ、引渡しについて帳簿等を備え管理すること。
- (3) 湿気、水滴、塩分の付着等により、高圧ガス容器の劣化や外面腐食等が進行しやすい場所に、高圧ガス容器を保管しないこと。
- (4) 高圧ガス容器は一定の場所で保管・管理し、管理担当者は、定期的に管理状況を確認すること。
- (5) 長期間使用しない高圧ガス容器や長期間置かれている高圧ガス容器等については、耐久性等について供給事業者と協議し、劣化、腐食等のおそれがある場合には、撤去、返却、交換等を行うこと。
- (6) 供給事業者と協議のうえ、付属設備（配管、ホース、調整器等）について、日常、外観の目視点検を行うとともに、定期的に以下について安全確認を行うこと。
 - ア バルブ、調整器、配管、ホース等に漏れなどの異常が無いこと。
 - イ バルブの開閉操作が容易で、円滑に作動すること。
 - ウ ホースに亀裂等が無いこと。
- (7) 可燃性ガス用逆火防止器は、3年ごとにメーカーの点検を受けていること。
- (8) 供給事業者から入手した一般高圧ガスの保安に関する情報を従業員に周知すること。
- (9) 高圧ガス容器を紛失したり、盗難にあった場合には、速やかに関係する行政機関、供給事業者等に連絡すること。
- (10) あらかじめ、事故発生時の連絡体制を構築し、従業員に周知すること。
- (11) 所有する高圧ガス容器について、容器再検査の期間に応じた検査を受検するなど、適正に管理すること。
- (12) 所有する高圧ガス容器が不要となった場合には、供給事業者等と協議し、安全に処分すること。

文書番号	SK-131
最新改訂日	R7.12.25

6. 放置容器の取扱い

一般社団法人静岡県高圧ガス保安協会及び静岡県高圧ガス溶材組合は、放置容器の取扱いについて相談窓口を設けている。

相談窓口：沼津市柿津田 954

沼津酸素工業(株)内 静岡県高圧ガス溶材組合事務所

TEL : 055-975-4732

注) 放置容器の処理には費用負担が生じる。

平成 24 年 8 月 1 日 初版制定

平成 25 年 10 月 1 日 改訂 (放置容器の取扱い窓口の変更)

令和 7 年 12 月 25 日 改訂 (放置容器の取扱い窓口の変更)